

# 再就職手当 要点まとめ



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

再就職手当は、雇用保険の基本手当受給資格者が早期に安定した職業に就いた場合に支給される一時金です。

## 主な受給条件

基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上あること。

1年を超えて勤務することが確実な安定した職業（週の所定労働時間20時間以上など、雇用保険の被保険者資格を満たすもの）に就いたこと。

待期期間（7日間）満了後に就職したこと。

離職前の事業主や、その関連事業主への再就職ではないこと。

求職の申込みをした日より前に採用が内定していた事業主への就職ではないこと。

過去3年以内に再就職手当や常用就職支度手当を受給していないこと。

給付制限のある者は、求職申込みをして待期期間満了後1か月以内はハローワークや職業紹介事業者の紹介で就職したものであること。

## 受給できないケース

- 上記の条件を満たさない場合（特に、基本手当の支給残日数が3分の1未満の場合）。
- 退職した会社や資本、人事等で密接な関連のある会社への再就職。

## 受給額の計算方法

支給額

=

基本手当日額

×

支給残日数

×

給付率

基本手当日額

上限額あり。最新の金額はハローワークで確認が必要です。

給付率

支給残日数が所定給付日数の3分の2以上の場合

70%

支給残日数が所定給付日数の3分の1以上、3分の2未満の場合

60%



## 申請手続きの概要

- 1 再就職先から「採用証明書」に証明を受ける。
- 2 ハローワークに「採用証明書」等を提出し、「再就職手当支給申請書」を受領。
- 3 「再就職手当支給申請書」に再就職先の証明を受け、必要書類と共にハローワークへ提出。申請期限は原則、就職日の翌日から1ヶ月以内です。